

漫画で分かる 特許出願非公開制度の ポイント



令和6年5月から開始された
特許出願非公開制度について
全ての特許出願人に
知ってほしい点を解説するわ



特に重要な箇所だから特にしっかり理解して！



重要な箇所だからしっかり理解して

※令和6年9月時点での情報です。

最新情報は、内閣府、特許庁の各HPをご確認ください。

内閣府ホームページ

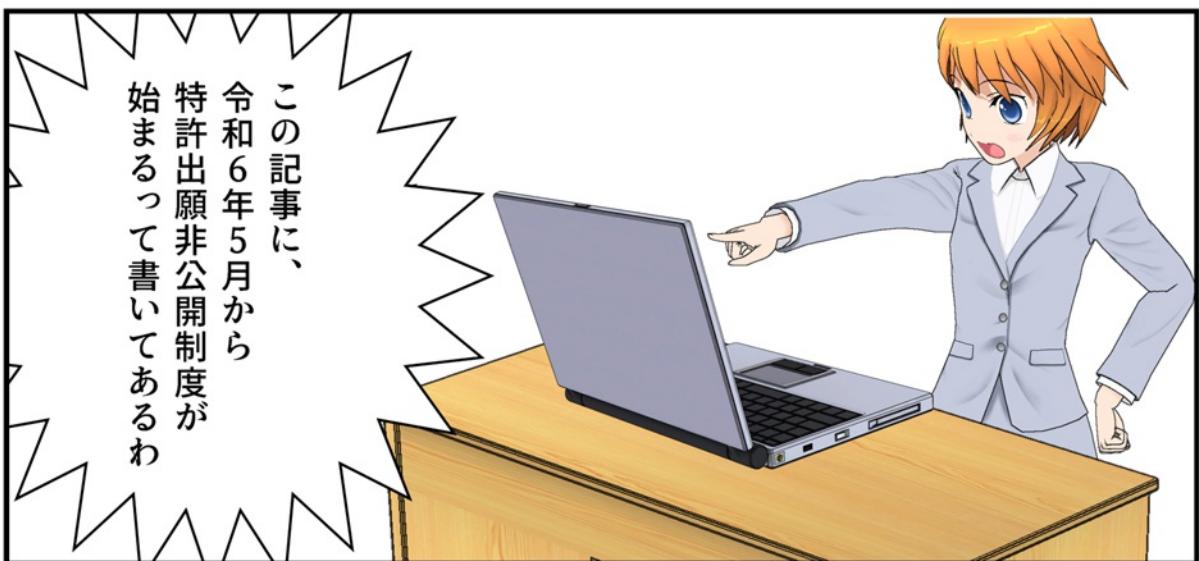
https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/patent/patent.html



特許庁ホームページ

<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shutugan/hikokai/index.html>







新崎純
太田の大学時代の先輩
特許庁の審査官

太田君。久しぶり。
漫画審査基準以来だね。
特許出願非公開制度について
知りたいんだって？



特許出願非公開制度は
令和6年5月から始まったよ。
けど、その話をする前に、
特許の出願公開制度を
おさらいしておこう。

はい。
うちの社長が
気にしてまして。



ポイント 特許出願は、出願の日から1年6月で、原則、公開される（出願公開）



特許制度は、新しい技術を公開した者に対し、
その代償として一定の期間、
特許権という独占的な権利を付与する制度。
つまり、発明の公開が大原則だ。

イノベーション促進
重複研究・重複投資の排除

※特許権を得るためには、新規性・進歩性等の要件を満たす必要があるため、
出願公開されたからといって必ず特許権が付与されるわけではありません



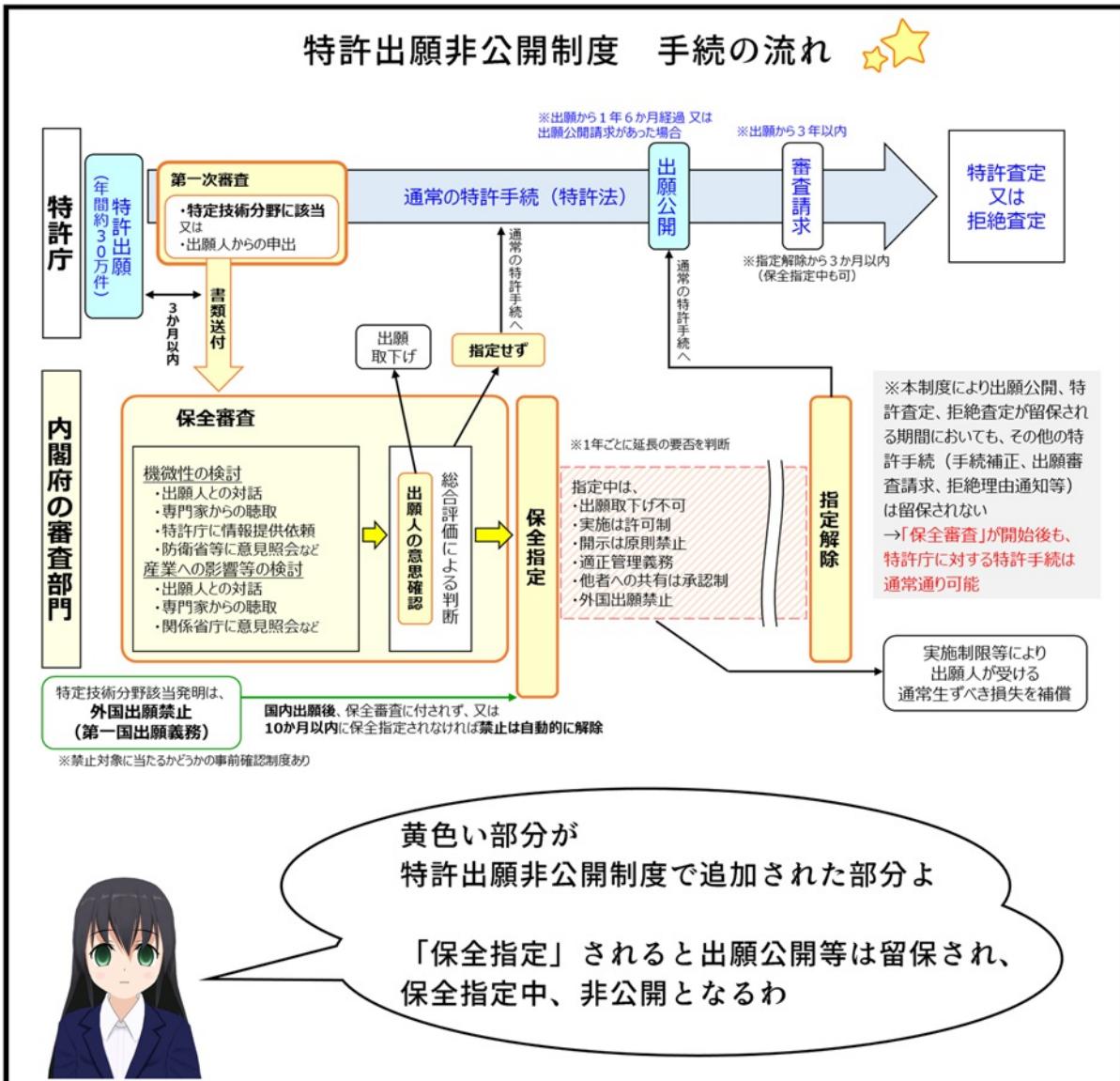
ポイント 特許出願非公開制度を導入の背景



特許出願の中のごく一部には、
公にすることにより
「国家及び国民の安全を損なう事態を生ずる
おそれが大きい発明」が
記載されている場合があるわ

多くの国で、そのような特許出願を
非公開にする制度を有していて、
日本も、同様の制度を導入したの。

G20の中で、非公開制度を有していないのは日本・メキシコ・アルゼンチンだけだった



ポイント 非公開の対象の指定（保全指定）は二段階の審査を経て行う

一段階目 特許庁による「第一次審査」

特定技術分野（政令で指定）に属する発明が記載されている特許出願を、出願の日から**3ヶ月以内**に内閣府に送付（技術分野等による定型的な選別）

※大部分の特許出願は、第一次審査で内閣府に送付されない

⇒その時点で保全指定の対象外

※技術分野による判断とは別に、出願人からの申出により、内閣府に送付する制度もあり

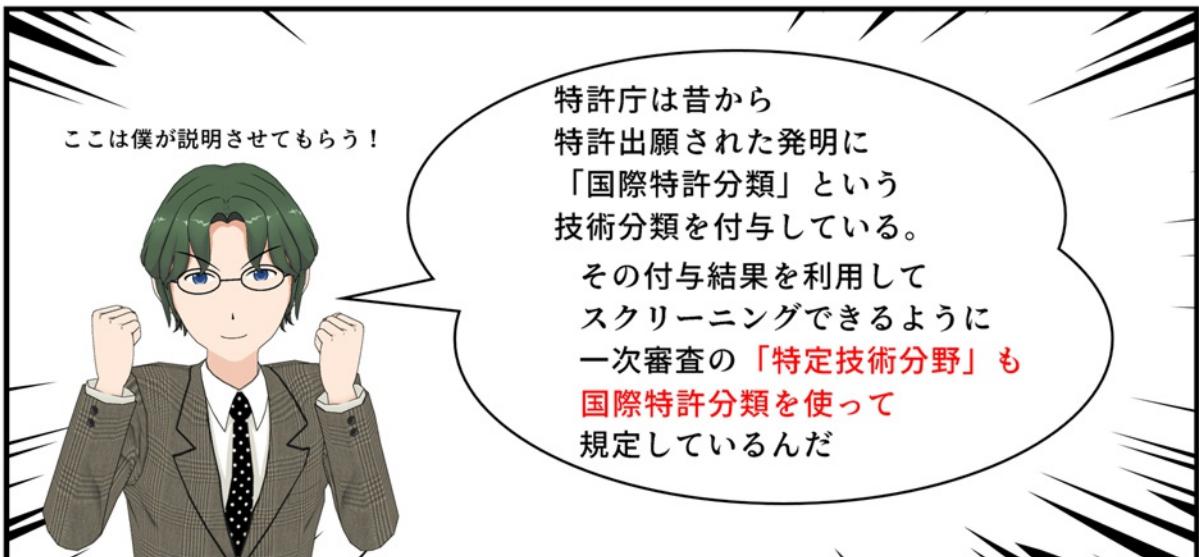
二段階目 内閣府による「保全審査」（又は「第二次審査」）

保全審査の要否を検討する個別的な選別 以下の要素を考慮する

① 国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれの程度

② 発明を非公開とした場合に産業の発達に及ぼす影響 等

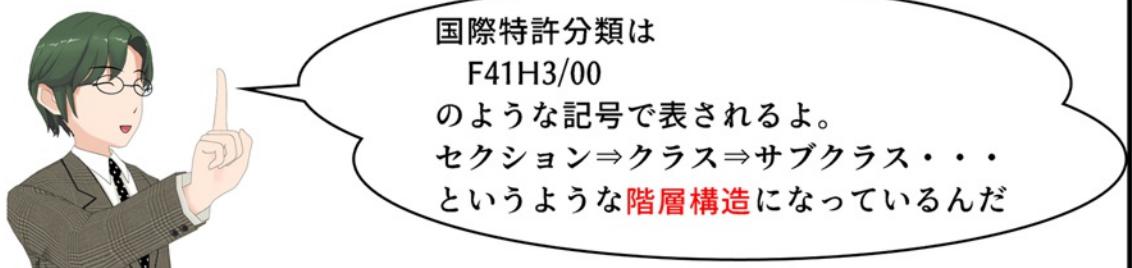
出願の日から**10ヶ月以内**に終えることを想定（全件10月かかるわけではない）





国際特許分類の階層構造

既存の特許制度の説明は
僕の役目だ！



セクション クラス サブクラス メイングループ サブグループ

- A 生活必需品
- B 处理操作；運輸
- C 化学；冶金
- D 繊維；紙
- E 固定構造物
- F 機械工学；
照明；加熱；
武器；爆破
- G 物理学
- H 電氣

クラス

01 機械または機関一般；機関設備一般；蒸気機関

02 燃焼機関；熱力又または燃焼生成物を利用する機関設備

03 液体用機械または機関；風力原動機，ばね原動機，重力原動機；他類に属さない機械動力または反動推進力を発生するもの

·

·

·

41 武器

42 弹薬

99 このセクションの中で
他に「公類」や「ナム」は原則項

サブクラス

- A 小火器と砲、例。大砲；に共通の機能的特徴または細部；小火器架または砲架 [5]
- B 爆発性または燃焼性推進装薬を用いない飛しよう体発射用武器；他に分類されない武器
- C 小火器、例。ピストルまたはライフル銃（爆発性または燃焼性推進装薬を用いないで飛しよう体を投射するものF4 1 B）；そのための付属具 [5]
- .
- .
- .
- H 装甲；装甲砲塔；装甲車両または武装車両；攻撃または防御の手段一般、例。偽装一般
- J 標的；射撃場；弾丸受け

国際特許分類は2024年1月時点での
78682個ものグループに分かれているよ！
特定技術分野はそのうちのごく一部だ

(出典) <https://www.wipo.int/classifications>

(山尖) <https://www.wipo.int/classifications/ipc/en/general/statistics.htm>

特定技術分野（保全指定の対象となり得る技術分野）の概要



新崎さんが既に説明してくれたとおり

特定技術分野は、

実際には **国際特許分類**

（又はこれに準じて細分化したもの）

に従って規定されているわ

ただ、国際特許分類の記号だと分かりにくいから、
それらの記号が表す技術分野を大まかに説明するわ

【我が国の安全保障の在り方に多大な影響を与える先端技術が含まれ得る分野※】

- | | |
|---------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| (1) 航空機等の偽装・隠ぺい技術 | (10) スクラムジェットエンジン等に関する技術 |
| (2) 武器等に関する無人航空機・自律制御等の技術 | (11) 固体燃料ロケットエンジンに関する技術 |
| (3) 誘導武器等に関する技術 | (12) 潜水船に関する技術 |
| (4) 発射体・飛翔体の弾道に関する技術 | (13) 無人水中航走体等に関する技術 |
| (5) 電磁気式ランチャを用いた武器に関する技術 | (14) 音波を用いた位置測定等の技術であって潜水船等に関するもの |
| (6) 例えばレーザ兵器、電磁パルス(EMP)弾のような
新たな攻撃又は防御技術 | (15) 宇宙航行体の熱保護、再突入、結合・分離、隕石検知に
関する技術 |
| (7) 航空機・誘導ミサイルに対する防御技術 | (16) 宇宙航行体の観測・追跡技術 |
| (8) 潜水船に配置される攻撃・防護装置に関する技術 | (17) 量子ドット・超格子構造を有する半導体受光装置等に
関する技術 |
| (9) 音波を用いた位置測定等の技術であって武器に関するもの | (18) 耐タンパ性ハウシングにより計算機の部品等を保護する技術 |
| | (19) 通信妨害等に関する技術 |
| | (10)～(19): 保全指定をした場合に産業の発達に及ぼす影響が大きいと
認められる技術分野 → 付加要件 を適用 |

【我が国の国民生活や経済活動に甚大な被害を生じさせる手段となり得る技術が含まれ得る分野※】

- | | |
|----------------------------|---------------------------|
| (20) ウラン・プルトニウムの同位体分離技術 | (24) ガス弾用組成物に関する技術 |
| (21) 使用済み核燃料の分解・再処理等に関する技術 | (25) ガス、粉末等を散布する弾薬等に関する技術 |
| (22) 重水に関する技術 | |
| (23) 核爆発装置に関する技術 | |

※ 上記(1)～(19)、(20)～(25)について、主にどちらの考え方によるかを記載。

※令和6年5月時点のものです（最新情報は内閣府HPでご確認ください）

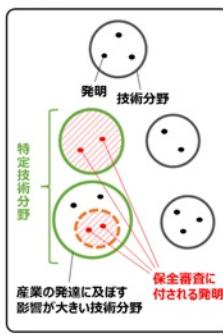
ポイント

付加要件の適用対象となる分野の考え方

※付加要件は、発明の経緯や研究開発の主体等の技術分野以外の要件

（具体的な要件は次のページ参照）

特定技術分野及び付加要件のイメージ
(斜線部分が保全審査に付される範囲)



特定技術分野のうち、

保全指定をした場合に、

産業の発達に及ぼす影響が大きい技術分野

（上記(10)～(19)の技術分野）

⇒付加要件によりさらに絞り込み、保全審査に付す

※左図の2つの緑の円のうち、下側 参照

上記(10)～(19)に属する発明であっても、

付加要件を満たさないものは保全審査の対象外

（一次審査の段階で、保全指定されないことが確定）

※「保全審査に付する必要がないことが明らか」な場合にはこれらの要件を満たしても内閣府に送付されない場合があります

付加要件の概要 ☆



以下の①～③のいずれかに該当する発明は、付加要件を満たすものと判断されるわ。

①防衛・軍事

我が国の防衛又は外国の軍事の用に供するための発明

②国・国研

国又は国立研究開発法人による特許出願（国又は国立研究開発法人以外の者と共同でしたもの）を除く。に係る発明

③国の委託等

以下のいずれかの適用を受けた特許出願に係る発明

● 日本版バイ・ドール制度（産業技術力強化法第17条）

産業技術力強化法第17条第1項第1～4号に規定する条件を受託者が約する場合に、各省庁が政府資金を供与して行っている委託研究開発（国立研究開発法人等を通じて行うものを含む。）に係る知的財産権について、100%受託者（民間企業等）に帰属させる（受託者が特許出願人となりえる）こととする制度。

● 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第22条

国の委託研究であって、本邦法人と外国法人等が共同して行うものの成果に係る知的財産権について、国がその一部のみを受託者から譲り受けができる（国と受託者の共同出願となりえる）とする制度。

※③の場合、**特許出願の願書に以下のような記載が必要**。

【国等の委託研究の成果に係る記載事項】

令和〇年度、〇〇省、〇〇委託事業（又は請負事業）、産業技術力強化法第17条第1項の適用を受ける特許出願



そんなことはないよ。
①の要件は、
明細書等の記載内容などから、
防衛・軍事の用途を
出願人が想定しているか確認して
判断するんだ。

軍事・防衛用途に
使おうと思えば使えてしまう発明は、
私たち出願人がそういう用途を
全く考えていないくとも、
明細書等に書いていなくとも、
①の要件に該当しちゃうの？



保全審査に付することを求める申出



これまで安全保障上の観点から
特許出願を自重して諦めざるを得なかった発明者に
特許法上の権利を受ける途を開くため
出願人が希望すれば、
特定技術分野に該当するか否かによらず、
特許庁から内閣府に送付して
保全審査を受けられる制度も用意されているわ

【書類名】 保全審査に付することを求める申出書
（【提出日】 令和 年 月 日）
【あて先】 特許庁長官 殿
【出願の表示】
【出願番号】
【申出人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【代理人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【申出に係る発明の内容】
【申出の理由】

【申出に係る発明の内容】の欄には、
「〇〇の発明について申し出る。
当該発明は、特許請求の範囲の請求項〇及び
明細書の段落[〇〇〇〇]から[〇〇〇〇]までに
記載されている。」のような感じで
書いてください

**保全審査の対象にしたい発明の
記載箇所をもれなく書こう！**

【申出の理由】の欄には
保全審査に付することを求める理由を
記載してください

※保全審査に付することを求める申出書はオンライン手続に対応しています

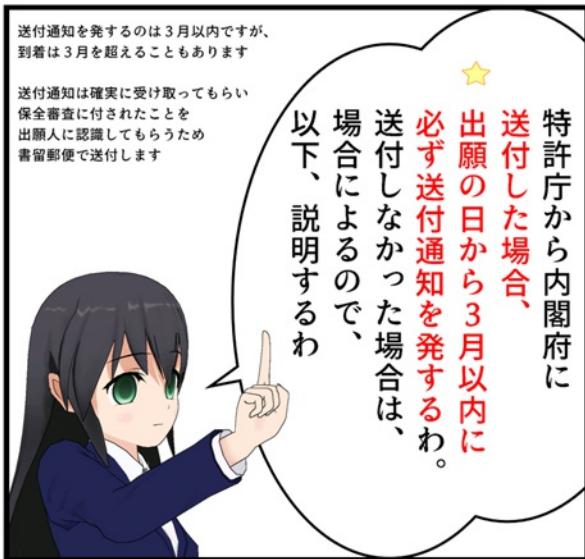
ポイント 保全審査に付することを求める申出書の留意点

特許出願とともに提出しなければならない（後日提出は不可）

出願人が複数いる場合には全員で申し出なければならない（申出人の欄を複数設けて記載）
※ただし、一人の代理人が複数の出願人全員を代理して手続することは可能

【申出に係る発明の内容】の欄に記載しなかった発明は、
特定技術分野・付加要件の観点で内閣府へ送付すべきものである場合を除き、
保全審査の対象とならないため、保全審査を受けたい発明をもれなく記載する

※「保全審査に付する必要がないことが明らか」な場合には申出があっても内閣府に送付されない場合があります



ポイント

特許庁から内閣府に送付しなかった場合に結果を知る方法 ★



内閣府に送付しなかった場合（不送付の場合）、
保全審査の対象外で、
保全指定されることもないで、
基本的に何も通知されません。
しかし、内閣府に送付した場合には、
必ず3月以内に通知を発することの裏を返せば、
3月程度待って特許庁から何も通知が来なければ、
不送付という結果が分かるわ。

ポイント

不送付の場合でも、特許庁から通知してもらう方法

【書類名】	不送付通知申出書
【提出日】	令和 年 月 日
【あて先】	特許庁長官 殿
【出願の表示】	
【出願番号】	
【申出人】	
【識別番号】	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	
【代理人】	
【識別番号】	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	

不送付通知申出書を特許庁に提出しておけば、
不送付の場合も、特許庁から明示的に通知してもらえる

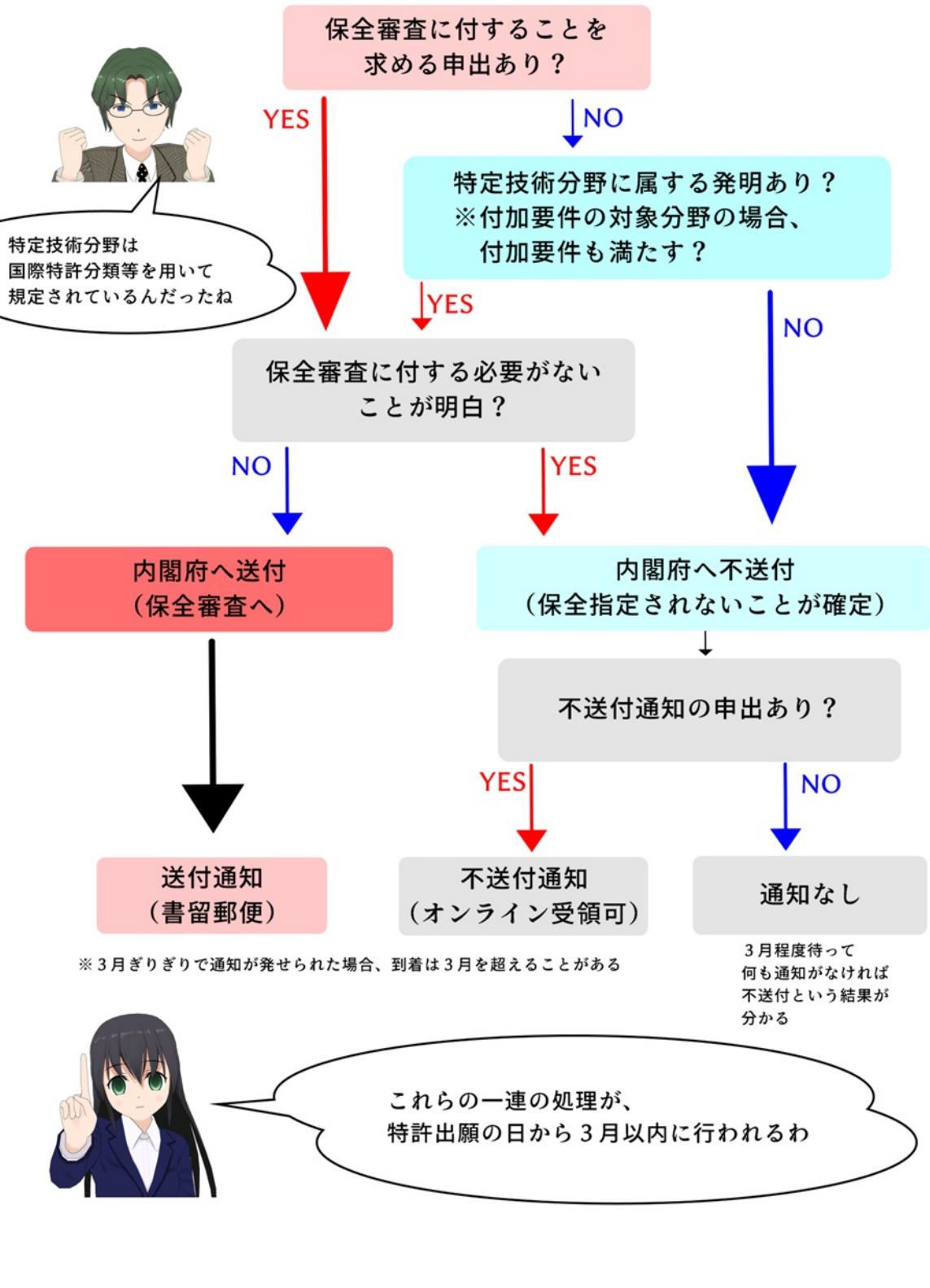
この方法だと、3月程度待たずとも、
第一次審査で不送付と判断された後、
速やかに結果を知ることができるよ。
後述する外国出願禁止との関係で、
第一次審査の結果を早く知りたい人は
不送付通知申出書を利用するといいよ。

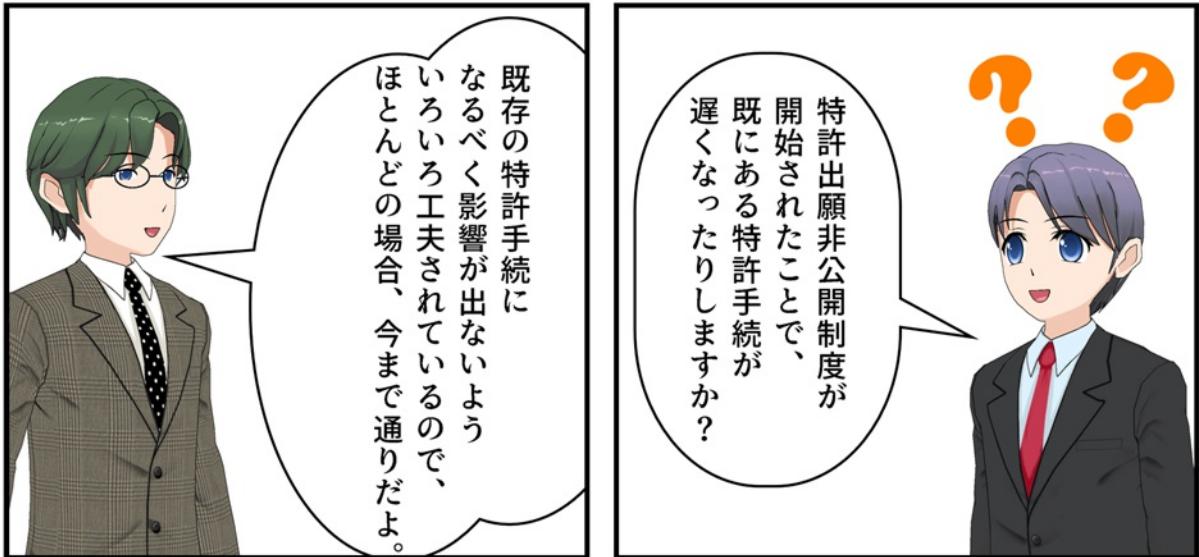


出願後も提出可能

申出書の提出、不送付通知の受領、ともにオンライン手続に対応
複数出願人のうち一部のみでも手續可能

特許庁で行う第一次審査のまとめ





ポイント

既存の特許手続が留保されるケース、されないケース



第一次審査中、保全審査中、保全指定中、
①出願公開、②特許査定、③拒絶査定
の手続だけは留保されるわ。

逆に言うと、
それ以外の特許手続は留保されないように
なっている。
出願審査の請求もできるので、
拒絶理由の通知に対する意見書の提出、
明細書等を補正する手続補正書の提出など
特許審査手続を進めておき、
特許査定を得る直前まで
審査を進めることもできるよ。



保全審査、保全指定の対象となるのは、全体の一部で、
多くの案件は第一次審査（出願の日から3月以内）が完了した時点で、
手続の留保の対象外となる。

そのため、早期審査・スーパー早期審査なども、
多くのケースでは、手続の留保の影響をほとんど受けない。